

## 地図情報レベル2500数値地形図データ整備

## 2 作業期間

平成30年8月30日から平成31年3月8日まで

## 3 作業地域

松本市

建設政策課

## 長野県告示第38号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（数値地形図）

## 2 作業期間

平成30年6月26日から平成31年3月16日まで

## 3 作業地域

佐久市

建設政策課

## 長野県告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（長野市、松本市、須坂市、塩尻市、千曲市、安曇野市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 受託者住所

長野市大字南長野南県町1003番地1

## 2 受託者氏名

長野県住宅供給公社

## 3 委託期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

## 長野県告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 受託者住所

長野市大字南長野南県町1003番地1

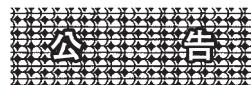
## 2 受託者氏名

長野県住宅供給公社

## 3 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道

軽井沢町公共下水道

## 2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課及び軽井沢町役場上下水道課

生活排水課

## 公告

県営御牧原2号幹線地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部 守一

## 1 縦覧に供する書類

県営御牧原2号幹線地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和元年5月17日から令和元年6月13日まで

## 3 縦覧の場所

佐久市役所

東御市役所

農地整備課

**公告**

令和元年5月9日、北安曇郡池田町土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

建設政策課技術管理室

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成31年度建設資材価格等特別調査業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地

(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成31年3月27日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社 協振技建

(2) 所在地 東京都文京区大塚3丁目19番7号

5 落札金額

24,840,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成31年2月12日

建設政策課技術管理室

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成31年度建設資材価格等定期調査業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地

(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

平成31年3月27日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 一般財団法人 経済調査会

(2) 所在地 東京都港区新橋6丁目17番15号

5 落札金額

28,047,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成31年2月12日

**公告**

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和元年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 免許の取消しをした年月日

令和元年5月10日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

金子智光

二級建築士 長野第5573号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による死亡した旨の届出があったため

建築住宅課

**公告**

長野県拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就任退任の届出がありました。

令和元年5月16日

長野県松本地域振興局長 小野浩美

理事

新任

氏名 住所

中村良一 安曇野市豊科高家2502番地

和田照男 安曇野市堀金鳥川3351番地1

内田彰克 安曇野市堀金鳥川2135番地2

高橋栄一 安曇野市堀金鳥川5077番地

竹内正比古 安曇野市堀金鳥川4869番地

曾山健 安曇野市堀金鳥川4206番地1

本郷武嗣 安曇野市穂高柏原578番地

岡村芳英 安曇野市穂高6471番地

重任

氏名 住所

三原安善 安曇野市豊科高家1938番地

平林栄司 安曇野市豊科2916番地2

丸山昇 安曇野市豊科5435番地6

伊藤照門 安曇野市穂高柏原5299番地

平林建彦 安曇野市穂高6385番地

二木照雄 安曇野市穂高4552番地

山崎修 安曇野市穂高980番地

退任

氏名 住所

中島義朋 安曇野市豊科高家2099番地1

和田豊彦 安曇野市堀金鳥川3308番地

伊藤俊夫 安曇野市堀金鳥川2582番地3

青柳幸太郎 安曇野市堀金鳥川4804番地

長瀬武士 安曇野市堀金鳥川4916番地

長巾一生 安曇野市堀金鳥川4246番地4

藤原 安宏 安曇野市穂高柏原1565番地2  
竹川 郁夫 安曇野市穂高6934番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
大原 浦男	安曇野市豊科1092番地
遠藤 朝雄	安曇野市堀金鳥川3230番地6
石原 晃	安曇野市穂高柏原2456番地

## 退任

氏名	住所
浅川 利夫	安曇野市堀金鳥川4790番地
山田 詔一	安曇野市豊科2926番地
杉山 義文	安曇野市穂高柏原1157番地

農地整備課

氏名	飯山市大字豊田803番地
高橋 雅彦	飯山市大字常郷1506番地
渡邊 照一郎	飯山市大字一山349番地2

## 退任

氏名	住 所
沼田 猛	飯山市大字照里476番地
太田 良夫	飯山市大字常盤3703番地

## 監事

## 新任

氏名	住 所
高橋 裕人	飯山市大字常郷2293番地
重任	
氏名	住 所
清水 孝行	飯山市大字旭590番地

## 退任

氏名	住 所
宮本 晴男	飯山市大字寿542番1号地

農地整備課

## 公告

千曲市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和元年5月16日

長野県長野地域振興局長 林 雅孝

## 監事

## 新任

氏名	住 所
春原 正紀	千曲市大字八幡1841番地7

## 退任

氏名	住 所
浦澤 幸男	千曲市大字八幡2029番地

農地整備課

農地整備課

## 公告

長野県下水内中部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和元年5月16日

長野県北信地域振興局長 藤澤 幸男

## 理事

## 新任

氏名	住 所
大木 幸夫	飯山市大字常盤1203番地イ号
関 聖二	飯山市大字照里630番地1

## 重任

氏名	住 所
山田 藤吉	飯山市大字旭2887番地3
清水 謙一	飯山市大字旭5508番地1
服部 克士	飯山市大字緑1093番地
木内 良春	飯山市大字常盤6034番地1

## 公告

安曇野市矢原堰土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

令和元年5月16日

長野県松本地域振興局長 小野 浩美

## 理事

## 退任

氏名	住 所
山田 幸與	安曇野市穂高743番地1
原田 耕吉	安曇野市穂高1703番地

農地整備課

## 公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

令和元年5月16日

長野県北アルプス地域振興局長 滝沢 弘

## 理事

## 退任

氏名	住 所
中村 忠美	白馬村大字神城1035番地

農地整備課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和元年5月16日

長野県公安委員会

**1 講習に係る警備業務の区分**

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

**2 講習の対象者**

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

**3 講習の実施期日及び場所**

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和元年9月4日（水）から令和元年9月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び令和元年9月9日（月）を除く。）の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和元年9月4日（水）午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3  
TO i GO WEST 3階  
長野市生涯学習センター

**4 受講定員**

20名

**5 受講の手続**

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部

生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和元年6月25日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを説明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和元年7月22日（月）から令和元年7月26日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（3万8,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

**6 その他**

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和元年5月16日

長野県公安委員会

**1 講習に係る警備業務の区分**

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

**2 講習の対象者**

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

**3 講習の実施期日及び場所**

**(1) 実施期日**

実施期日	時間
令和元年9月10日（火）から令和元年9月12日（木）までの3日間	午前9時30分から午後5時まで（令和元年9月10日（火）は、午後1時10分から午後5時まで）

（注） 講習の受付時間は、令和元年9月10日（火）午後0時40分から午後1時までです。

**(2) 場所**

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3

T O i G O W E S T 3階

長野市生涯学習センター

**4 受講定員**

20名

**5 受講の手続**

**(1) 事前申込み**

**ア 事前申込みの方法**

- (7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (8) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (9) 電話1本につき1人の受付とします。
- (10) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

**イ 電話受付日**

令和元年6月26日（水）

**ウ 受付時間**

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

**(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出**

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

**ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し**

**イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを説明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書**

**ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し**

**エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書**

**オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し**

**カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書**

**キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状**

**(3) 提出期間**

**ア 提出期間**

令和元年7月22日（月）から令和元年7月26日（金）まで

**イ 受付時間**

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

**(4) 講習手数料**

講習手数料（1万4,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

**6 その他**

**(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。**

**(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。**

- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部  
生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせ  
させてください。
- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のた  
めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

平成13年7月26日付け選告示第41号「長野県選挙事務取  
扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部改正」中

ページ 行（箇所） 誤 正  
666 下から1 鑑員 議員

選挙管理委員会